

信玄・家康の駿遠分割案と駿遠国境

小和田 哲 男

1

中世文書をみていくと、たとえば「遠江国榛原郡羽淵之内」とあったり、「遠州榛原郡小杉郷即心寺」といった記載があったりで、それら地域が大井川以東の地であることとあわせ、奇異の念をいだく人も少なくない。

近世の村でいえば、上泉村（善左衛門新田）・相川村・上新田村・下江留村・西島村・宗高村・上小杉村・下小杉村・藤守村・中島村・吉永村・吉永利右衛門分・吉永高新田・飯淵村・飯淵新田が、遠江国榛原郡に所属しながらかつ大井川以東の地域ということになる。大井川の向う側の榛原郡という意味で向榛原の名でよばれていた。つまり、大井川の流路がイコール駿河と遠江の国境ではなかったのである。

古代、はじめて国境を設定したとき、大井川のそのときの主たる流路をもって国境線としたが、その後の大井川流路の変遷により、実際の流路と国境とはかけはなれた位置になったまま長い歳月を経て、ようやく明治十二年（一八七九）になって、いわば、現実の流路にあわせ国境の線引きをしないおすことが行なわれたのである。その結果、前述の近世まで向榛原とよばれた村々は遠江国榛原郡から分かれ、あらたに駿河国となり、志太郡に編入された。今日の志太郡大井川町がこの地域である。もともと、近代では、遠江国も駿河

国もともに静岡県であり、そういった点での国境線は意味をもたなくなっていたことはいうまでもない。

2

さて、大井川の実際の流路と、古代に設定された国境線との乖離が最も鮮明な形であらわれたのが、ほかならぬ戦国末期の、武田信玄と徳川家康の駿遠分割の密約のときではなかったかと考えられる。以下、この信玄、家康による駿遠分割案について検討してみることしよう。

戦国期、駿河・遠江はもとより三河にまで大名領国制を展開していた今川氏は、永祿三年（一五六〇）、尾張の桶狭間の合戦で、今川義元が織田信長の奇襲に倒れて以降、子氏真は領国を支えきれないで、東および北からは甲斐の武田信玄、西からは徳川家康によって領国を次第に蚕食されはじめていった。そして、ついに永祿十一年（一五六八）、信玄と家康との間に密約が成り、大井川を境に、駿河を信玄が、遠江を家康が切りとるといふ、今川氏真領国の分割領有の約束がとりかわされたのである。

たとえば、「家忠日記増補」三は、

十二月小六日、今川氏真ガ家臣等、志ヲ武田信玄ニ通ズ、是ニ依テ、信玄、駿州ヲ略セント欲シテ、兵ヲ率シテ甲州ヲ発ス、大神君、武田信玄ト、大井川ヲ堺トシテ、遠州ヲ領セント約ヲ成シ給フ、

とあり⁽¹⁾、他の「三河物語」二や、「創業記考異」一もほぼ同様のことを伝えている。なお、「浜松御在城記」一は、

一、同年（永祿十一）、信玄ト大井川ヲ為境、駿州ハ武田、遠州ハ権現様御切取被成候様ニト、国キリノ御約信御座候、此取持ハ、信長公、甲州ヨリノ御使ニ、山県三郎兵衛頼実来ト申説御座候、日限使者ノ名未詳、追テ考可申上候、頼実イニ作昌景、

とあり⁽²⁾、信玄と家康の駿遠分割案の取持すなわち仲介の勞をとつたのは織田信長であるという注目すべき記載をしている。もつともこの点は、高柳光寿氏のいわれるように、信玄と信長の間で約束が成立し、それを家康が承諾した、というのが実際のところだったのかも⁽³⁾しれない。

それはさておき、以上の文献は、いずれも信玄・家康の密約がいつなされたかについての記述がない。永祿十一年十二月というのは、あくまでその密約に従つて具体的な行動、つまり、信玄は駿河に攻め入り、家康が遠江に侵出しはじめたときであり、密約がなされたときを示すものではない。

その点で注目されるのは、「武徳編年集成」巻九に所収されている次の二月十六日付の信玄書状である⁽⁴⁾。

聯雖不及疑心候、誓詞之儀所望申候処、則調給候、祝着候、信玄事茂、如案文、書写於使者眼前致血判進^下之候、愈々御入塊所希^上所希候、恐々謹言

二月十六日

信玄判

徳川殿

書状であるから年号の記載はないが、内容的に、永祿十一年の駿遠分割案のときのものであることがわかる。すでにみたように、同

年十二月に両者ともに約諾によつて行動をおこしているところから、すれば、この文書を翌年の永祿十二年のものと解釈することはできず、やはり永祿十一年二月十六日と解することが最も妥当ということになろう。とすれば、すでに、永祿十年（一五六七）の末には、駿遠分割案が具体的に検討されはじめていたとみなければならないであらう。

事実、永祿十年という年は、今川氏真と武田信玄の断交の年だったのである。すなわち、信玄は嫡男の義信が親今川派であつたことから、これを幽閉し、ついには切腹させ、その妻（今川義元の娘）は実家の今川氏に送り返されており、甲相駿三国同盟といわれた、信玄・北条氏政・義元の三者の同盟の一角が、義元の死によつて崩れたのである。氏真はその報復として甲斐への塩荷留めを断行したのであつた⁽⁵⁾。

3

ここで、実際の大井川の流路と、古代以来の国境線との乗離が問題になる。その最も象徴的なあらわれ方が、信玄による小山城の築城ではなかつたかと考えられるのである。小山城は、現在の榛原郡吉田町片岡能満寺山に位置し、信玄・家康の駿遠分割密約の直後、信玄によつて築かれた。これまでの通説的理解は、「今川氏没落後は大井川を境として西を徳川氏、東を武田氏が領有することになったが、武田軍は大井川を越え小山城に入った。一方、徳川家康は松平（大給）左近真乗に小山周辺に知行地を与え、攻防の結果、元亀元年（一五七〇）、小山城は松平氏の領有するところとなった⁽⁶⁾。」



図 大井川流路の変遷と駿遠国境

(1 / 5 万 掛川・住吉図幅)

というものであり、信玄が、約束した国境を越え、遠江の方に入っ
たという解釈である。果たしてそうであろうか。むしろ私は、前述
の駿遠分割案がなされたとき、信玄の側、家康の側で駿遠国境につ
いて、考え方が統一されていなかったとみたい。おそらく信玄は、
小山城のところまでは駿河国と解釈し、国境線ぎりぎりのところに
支城を築いたものであろうし、家康の考える国境線はもっと東であ
り、従って、信玄による小山築城は密約に違反する行為としてうけ
とめたものであったと考えられる。

では、実際の国境線はどこだったのか。当時の大井川の流路につ
いて検討をしなくてはならない。その前に、古代において、国境線
が定められたときの流路について明らかにしておこう。

古代、駿河・遠江の国境が策定されたときの大井川の主流は、現
在の栃山川であったと考えられる。というのは、栃山川が別名堺川
の名でよばれていたことと、前述のように、向榛原とよばれた村々
が、ほぼ栃山川流域にまで及んでいたことによる。もう少し厳密に
みれば、現在焼津市一色の西昌庵という寺の南に溝が現存するが、
この溝が駿遠の境界であった^(?)。

ところが、大井川はしばしば乱流をくりかえし、また幾筋にも流
れが分かれており、時代によって主流が流れるところは変化してい
った。事実、「初倉荘内大井川以東鮎河郷・江富郷・吉永郷・藤守
郷等⁽⁸⁾」といった表現から明らかなように、向榛原の地に属する鮎
河(＝相川)、江富(＝下江留)、吉永、藤守などの地が、すでに
南北朝段階、「大井川以東」であったことは、そのころ、現大井川
流路が主流の流れていたところだったことを物語っている。

しかも、現大井川流路よりもさらに西を流れていたという記録もある。たとえば、永正四年（一五〇七）の大洪水により、主流は現在の湯日谷川あたりを流れるようになったといわれ⁽⁹⁾、大井川にくつかある川筋では最も西端を流れていたことになる。おそらく、戦国末期、信玄と家康が駿遠分割領有を約した時点での大井川の主な流路は湯日谷川のあたりであったろう。

記録によって若干の表現上のちがいはみられるが、

「大井川ヲ為境」（「浜松御在城記」）

「大井川ヲ堺トシテ遠州ヲ」（「家忠日記増補」）

「大井川ヲ限り」（「創業記考異」）

「大井川を切て駿河之内をバ信玄の領分、大井川を切て遠江の内をバ某領分」（「三河物語」）

とあるように、いずれも「大井川を境として」という点では一致している。にもかかわらず、最後にあげた「三河物語」が、大井川を境として、駿河を信玄、遠江を家康と記しているように、家康側にとっての大井川というのは、古代以来の国境、すなわち、駿遠国境をさし、信玄の方では実際のその当時の大井川の流路を考えていたのではなかったかと思うのである。だからこそ、信玄は境目の城としての小山城を築き、いつばう家康の方は、信玄が遠江領に大幅に踏みこんできたと解し、これを攻撃したのである。

栃山川と湯日谷川の間にはさまれた大井川下流地域は肥沃な土地である。「大井川」を栃山川と解するか、湯日谷川と解するかによって、その広大な土地の帰属が変わってくる。信玄にとっても、家康にとっても、そこは一步も譲れなかった土地であったろう。

従来、松平中心史観、あるいは「神君」思想にわざわざいわれて、すべて家康は「善」と考えられてきた。記録の残りぐあいからして家康側のものが多いので仕方がない側面もあるが、この小山城築城問題にしても、信玄に一方的な非があるとされてきたことは否めない。しかし、実際に当時の大井川の流れを考えてみると、密約で「大井川を境として」だけしかいっていないとすれば、信玄の小山築城には一理あるといわなければならないのではないだろうか。松平中心史観を離れての歴史解釈を歴史地理学的に試みた次第であるが、戦国期における国境とはいかなるものか再検討したい。

（静岡大学教育学部）

注

- (1) 『大日本史料』十の一、三一六頁。
- (2) 同右、三四四頁。
- (3) 高柳光寿『三方原之戦』春秋社、三九頁。
- (4) 肥前田島文書にも同文の文書がある。
- (5) 小和田哲男・本多隆成『静岡県の歴史』中世、二〇五頁。
- (6) 『日本城郭大系』9、静岡・愛知・岐阜編、一三三頁。
- (7) 桐田幸昭『中世大井国原考』二二頁。
- (8) 南禅寺文書
- (9) 武市光章『大井川物語』五三頁。